令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 東京都議会議員補欠選挙

# 公費負担経費請求の手引

令和6年5月



東京都選挙管理委員会

公費負担制度は、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために導入 されたもので、選挙運動に要した経費の一部について一定の限度額の 範囲までを公費で負担するというものです。

この手引では公費負担の請求に関する手続等について、主に候補者の方が作成する書類を中心に説明いたします。

また、経費の請求は、できるだけ<u>令和6年8月6日(火)まで</u>にお願いいたします。

なお、この公費負担経費は、候補者が供託物を没収される場合には 請求することができませんのでご留意ください。

東京都選挙管理委員会事務局

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第一庁舎北塔 40 階

電話:03-5000-7259

# 目 次

第	1		公費	負	担(	の対	力象	と	限	度	額	等		•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• •	1
第	2		公費	負	担目	手続	書	類		覧	,		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第	3		公費	負	担目	手続	ラフ	口	_	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •			• •	• •			3
第	4		公費	負	担約	圣費	ずの	請	求	手	続	等	•		•	•	• •	•	•				•	•					4
	1		書類 個								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		()	選挙 道一般 その	運送	送契	約					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		ア	自重	動車	借え	へれ	契糸	<del>\</del>	(レ	ン	タ	ル	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		イ	燃制	斗供	給の	り契	約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
		ウ	運車	运手	雇月	目の	契約	勺	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	3	追	選挙道	重動	用也	ごラ	の化	乍成	Ì	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	4	<u> </u>	星举音	電動	用力	ピス	ター	- O	作	ьt								•	•									•	1.9

# 第1 公費負担の対象と限度額等

# 【東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙】

公費負担の種類		公費	負担の対象	公費負担の限度額						
		世 選 送 契 約 (イヤー)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)	各日について 64,500 円 (合計上限額:知事選1,096,500 円 都議補選580,500 円)						
選挙運動用自動車	2	イ 自動車借入 れ契約 (レ ンタル)	選挙運動用自動車として使用される各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)	各日について 16, 100 円       (合計上限額: 知事選 273, 700 円、都議補選 144, 900 円)         契約の相手が生計       契約の相手が生計						
	その他の契約	燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供 給した燃料の代金(燃 料供給契約を締結した 選挙運動用自動車に供 給したものに限る。)	7,700 円×選挙運動日数 (合計上限額:知事選 130,900 円、 都議補選 69,300 円) 契約の相手が生計 を一にする親族で ある場合には、そ の者が当該契約に 係る業務を業とし て行う者に限る。 選択						
		ハ 運転手雇用 の契約	選挙運動用自動車の運 転業務に従事した各日 について支払う報酬の 合計金額(同一の日に ついて1人に限る。)	長 各日について 12,500 円 (合計上限額:知事選 212,500 円、 都議補選 112,500 円)						
選挙運動用ビラの作成	都知事選挙		ぎ理委員会に届け出た Dビラ(①A4 以内の規格、 D作成費	<ol> <li>作成枚数 5 万枚以下の場合 (1 契約にかかる作成枚数) 単価 7 円 73 銭×作成枚数 (合計上限額:386,500 円)</li> <li>作成枚数 5 万枚を超える場合 単価×作成枚数 (合計上限額:1,683,000 円)</li> <li>単価: 386,500 円+5 円 18 銭× (作成枚数-5 万枚) 作成枚数</li> <li>※ 作成枚数は法定枚数 (30 万枚)以内</li> <li>※ 1 銭未満の端数は1 銭とする</li> <li>※ 請求金額は1円未満を切り捨てとする。</li> </ol>						
TEIX	都議会議員補欠選挙		評理委員会に届け出た ⊃ビラ (①A4 以内の規格、 :) の作成費	単価7円73銭×作成枚数(合計上限額:123,680円)  ※ 作成枚数は法定枚数(1万6千枚)以内  ※ 請求金額は1円未満を切り捨てとする。						
選挙運動用ポスターの作成	示場		、選挙区内のポスター掲 で数の範囲内のポスター	ポスター掲示場の数が 500 以下の場合 単価×作成枚数  単価: 541 円 31 銭×ポスター掲示場数+316,250 円 ポスター掲示場数      ポスター掲示場数      ポスター掲示場数      ポスター掲示場の数が 500 を超える場合 単価×作成枚数  単価: 270,655 円+28 円 35 銭× (ポスター掲示場—500) +316,250 円 ポスター掲示場数      ※ 作成枚数: ポスター掲示場数×2 以内 ※ 1 円未満の端数は1 円とする						

(すべて税込みの金額)

第2 公費負担手続書類一覧

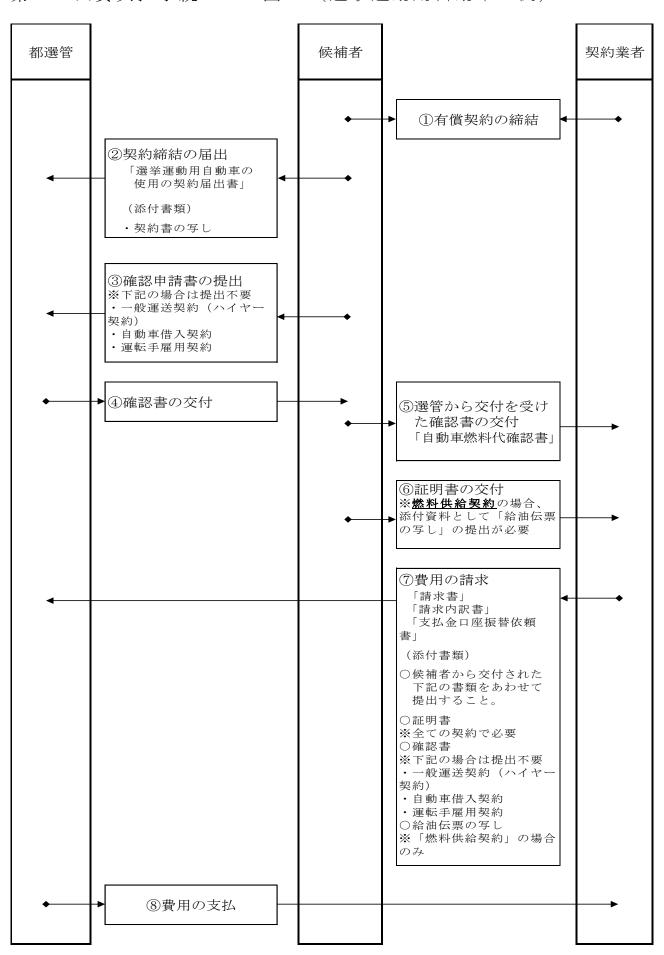
		手続書類	管理委	の方から 員会へ提 だく書類	出し	契約事業者等から請求時に提出して いただく書類					
	公費賃	負担の種類	契約届出書	契約書の写し	確認申請書	確認書	証明書	請求書	請求内訳書	振替依賴書 室山座	
選	<b>—</b> -∮	般運送契約(ハイヤー)	◎ 様式 1 - 1	0	_	_	〇 様式 1 - 2				
学 運 動	そ	自動車借入れ契約 (レンタル)	◎ 様式 1 - 1	0	_	_	〇 様式 1-2				
用自動士	の他の契	燃料供給の契約	◎ 様式 1 - 1	0	◎ 様式 1 - 3	•	※○ 様式 1 - 4				
車	約	運転手雇用の契約	◎ 様式 1 - 1	0	_	_	〇 様式 1 - 5				
選	挙運動	助用ビラの作成	◎ 様式 2 - 1	0	◎ 様式 2 - 2	-	〇 様式 2-3				
選	挙運動	助用ポスターの作成	◎ 様式 3 - 1	0	◎ 様式 3 - 2	•	〇 様式 3 - 3				

## 【凡例】

- ◎印…候補者の方が作成して、選挙管理委員会に提出する書類
- ■印…選挙管理委員会が候補者の方に交付したものを、候補者の方が事業者等へ交付し、 事業者等が請求時に選挙管理委員会に提出する書類
- 〇印…候補者の方が作成して、事業者等へ交付し、事業者等が請求時に選挙管理委員会 に提出する書類
- □印…事業者等が作成し、請求時に選挙管理委員会に提出する書類
- 一印…作成・提出を要しない書類
- ※印…給油伝票の写しを添付

※ なお、候補者の方は、公費負担請求の届出等に要した書類の写しを保管するようお願いいたします。

# 第3 公費負担手続フロー図 (選挙運動用自動車の例)



## 第4 公費負担経費の請求手続等

1 書類作成全般の注意事項

書類作成にあたっては、以下の2点にご留意願います。

- ・修正が生じた場合は、修正内容が分かるよう、<u>修正液・修正テープ</u> 等を使用せず、二重線を引いてその上から<u>訂正印</u>を押してください。 訂正印は、<u>契約書で使用している印</u>をご使用ください。 修正液・修正テープ等を使用されている場合、書類の再提出をお願いする場合がございますのでご注意願います。
- ・文書の改ざん防止のため、「消せるボールペン」や鉛筆等、**修正が 容易にできる筆記用具の使用をご遠慮くださいますよう**お願いい たします。

「消せるボールペン」等を使用されている場合、書類の再提出をお願いする場合がございますのでご注意願います。

契約届出書等の提出と請求書等の提出先は以下のとおりです。

- 都知事選挙候補者分東京都選挙管理委員会事務局に提出
- 都議会議員補欠選挙候補者分選挙長区市選挙管理委員会事務局に提出

## 2 選挙運動用自動車の使用

## (1) 一般運送契約 (ハイヤー)

#### ア 公費負担の対象

一般運送契約(以下「ハイヤー契約」という。)により、選挙運動期間 中に選挙運動用自動車として使用した各日について、その使用に要した 金額の合計金額が対象となります。

ただし、同一の日において2件以上のハイヤー契約をした場合には、 当該候補者が指定するいずれか1件が公費負担の対象となります。

※ 選挙運動用自動車の使用に関して、同一の日にハイヤー契約とその他の契約を締結した場合には、当該候補者が指定する<u>どちらかの契約が公</u>費負担<u>の対象となります。</u>

#### イ 公費負担の限度額

各日について、64,500円(合計上限額:知事選1,096,500円、都議補 選580,500円)…税込

#### ウ 請求の手続

#### (ア) 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者(以下「事業者」という。)との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくて も構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明 示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・有償契約であること。
- ・契約期間の記載があること。
- ・契約金額(内訳金額を含む。)の記載があること。
- ・車種、登録番号等が記載されていること。
- ・契約年月日の記載があること。
- ・候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であること。
  - ※ 事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

## (イ) 契約締結の届出…様式1-1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用自動車の使

用の契約届出書」により契約書の写しを添えて届け出なければなりません。

## (ウ) 証明書の交付…様式1-2

候補者は、ハイヤー契約による選挙運動用自動車の<u>使用の実績に基づいて</u>「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」を作成し、事業者に交付しなければなりません。

なお、この証明書は、事業者が東京都に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず事業者に交付してください。

#### (エ) 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。 事業者が提出する書類は、以下 4 点です。

## 【事業者が作成する書類】

- ・「請求書(選挙運動用自動車の使用)」
- •「請求内訳書」
- •「支払金口座振替依頼書」

## 【候補者から交付された書類】

•「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」

様式・手引は都選管ホームページからダウンロードいただけます。 なお、請求書等の提出は、8月6日(火)までに都知事選挙候補者 分は都選管、都議会議員補欠選挙候補者分は選挙長区市選管に行うよ う説明願います。

#### (オ) 費用の支払

費用については東京都から事業者に対し直接お支払い致しますが、 支払までに相当の日数 (2~3か月程度) を要しますので、その旨を あらかじめ契約事業者に説明願います。

#### 【ワンポイントQ&A】

- 問 一般運送契約とは、どのような事業者とする契約ですか?
- 答 道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業者との間における契約のことをいいます。

## (2) その他の契約

## ア 自動車借入れ契約 (レンタル)

(ア) 公費負担の対象

自動車借入れ契約(以下「レンタル契約」という。)により借り入れた自動車を、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した料金の合計金額が対象となります。ただし、同一の日において2台以上をレンタル契約により使用する場合には、当該候補者が指定するいずれか1台が公費負担の対象となります。

また、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

# ※ 公費負担の対象は、<u>選挙運動用自動車本体の借入れ金額に限ら</u> れます。

アンプ・スピーカー等のレンタル代、ルーフキャリア、看板等のレンタル代、基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付 帯料金などは、公費負担の対象になりません。

また、自動車本体の借入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の代金とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入れ代金とそれ以外の代金とが明示された契約が必要となりますのでご注意ください。

なお、選挙運動期間外の借入れ代金は公費負担の対象とはなりません。

#### (イ) 公費負担の限度額

各日について、16,100円(合計上限額:知事選 273,700円、都議補選 144,900円) …税込

#### (ウ) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方と の間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という表示がなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・有償契約であること。
- ・契約期間の記載があること。
- ・契約金額(内訳金額を含む。)の記載があること。
- ・車種、登録番号等が記載されていること。
- ・契約年月日の記載があること。
- ・借受人が候補者であること。
  - ※ 自動車レンタカー事業者との契約の場合には、事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

## ② 契約締結の届出…様式1-1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出る必要があります。

※ 自動車借入れ契約のほかに燃料供給契約、運転手雇用の契約を する場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載しても差し支え ありません。

# ③ 証明書の交付… 様式1-2

候補者は、レンタル契約による選挙運動用自動車の<u>使用の実績に基づいて</u>「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」を作成し、契約の相手方に交付しなければなりません。

なお、この証明書は、契約の相手方が東京都に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず契約の相手方に交付してください。

#### ④ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。 事業者が提出する書類は、以下4点です。

## 【事業者が作成する書類】

- ・「請求書(選挙運動用自動車の使用)」
- •「請求内訳書」
- · 「支払金口座振替依頼書」

## 【候補者から交付された書類】

•「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」

様式・手引は都選管ホームページからダウンロードいただけます。 なお、請求書等の提出は、8月6日(火)までに都知事選挙候補者 分は都選管、都議会議員補欠選挙候補者分は選挙長区市選管に行うよ う説明願います。

#### ⑤ 費用の支払い

費用については東京都から請求のあった事業者等に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数 (2~3か月程度)を要しますので、その旨をあらかじめ契約の相手方に説明願います。

#### 【ワンポイントQ&A】

- 問1 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の 借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように 記載すればいいですか?
- 答1 契約時における、実際の借入れ期間を記載してください。
- 問2 レンタカーを借り入れた場合の公費負担の対象となる金額はどのようになりますか?
- 答2 選挙運動期間中(告示日から投票日の前日まで)に選挙運動用自動車として実際に使用した各日の借入れ金額の合計金額となります。

## イ 燃料供給の契約

(ア) 公費負担の対象

選挙運動期間中に選挙運動用自動車に供給した燃料の代金につき、 一定の金額の範囲内であることについて、選挙管理委員会の確認を 受けた金額が対象となります。

※ 公費負担の対象となる自動車は、契約の際に<u>「燃料の供給を受ける自動車」</u>として記載された選挙運動用自動車に限られます。この選挙運動用自動車以外に供給した燃料代が含まれることのないよう十分ご確認下さい。

## 請求の際には給油伝票の写しを添付してください。

選挙運動用自動車の使用に関して、燃料供給の契約を締結する際、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、<u>その者が当該契約に係る業務を業として行う者</u>でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

## (イ) 公費負担の限度額

7,700 円×選挙運動日数(合計上限額:知事選 130,900 円、都議補選 69,300 円) … 税込

#### (ウ) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、事業者との間 において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という表示がなくても 構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上 明示されているもので、次の内容が具備されている必要がありま す。

- ・有償契約であること。
- 契約期間の記載があること。
- ・契約金額(10 あたりの契約単価)の記載があること。 (給油当日の店頭単価による契約をすることもできます。)
  - ※ 税込、税抜の別を必ず記載してください。
- ・車種、登録番号又は車両番号が記載されていること。

- ・契約年月日の記載があること
- ・候補者と燃料供給事業者との契約であること
  - ※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式 を使用してください。

## ② 契約締結の届出…様式1-1

契約を締結した候補者は、立候補の届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出る必要があります。

※ 燃料供給契約のほかに自動車借入れ契約、運転手雇用の契約 をした場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載して差し支 えありません。

## ③ 確認申請書の提出…様式1-3

候補者は、公費負担の対象となる燃料の購入金額を確認するため、「自動車燃料代確認申請書」を提出する必要があります。

確認申請は、複数の事業者と契約した場合は事業者ごとに行ってください。

なお、申請の際すでに確認済の金額があるときは、前回までの 累計金額を記載する必要がありますので、提出した確認申請書に ついては、必ずコピーを保管してください。

申請は、契約締結の届出を行ったものに限られます。

#### ④ 確認書の交付

都選管は、確認申請金額が公費負担の限度額以内であることを確認の上、「自動車燃料代確認書」を交付します。この確認書は、東京都に代金を請求する際に、添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

#### ⑤ 給油伝票の受領

⑥の証明書を事業者へ交付する際に、給油伝票の写しが必要です。給油した際には必ず、給油伝票(燃料供給の日付、4桁以下の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量、燃料供給金額が記載された書面)を、燃料供給事業者から受領し、保管しておいてください。

※ 4桁以下の自動車登録番号又は車両番号とは、燃料の供給を受けた選挙運動 用自動車の自動車登録番号のうち、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第 7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、又は車両番号の うち、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第 1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のナンバープレ ートに表示されたアラビア数字のことです。

## (例:品川〇〇む1234であれば、「1234」のこと)

## ⑥ 証明書及び給油伝票の写しの交付…様式1-4

候補者は、選挙運動用自動車の<u>使用と給油の実績に基づいて</u>「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」を作成し、事業者に交付する必要があります。

証明書を事業者へ交付する際には、**給油伝票の写しを併せて交**付してください。

この証明書と給油伝票の写しは、事業者が東京都に代金を請求する際に必要となりますので、必ず事業者に交付してください。

## ⑦ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。 事業者が提出する書類は、以下 6 点です。

## 【事業者が作成する書類】

- ・「請求書 (選挙運動用自動車の使用)」
- •「請求内訳書」
- · 「支払金口座振替依頼書」

## 【候補者から交付された書類】

- •「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」
- 給油伝票
- 自動車燃料代確認書

様式・手引は都選管ホームページからダウンロードいただけます。 なお、請求書等の提出は、8月6日(火)までに都知事選挙候補者 分は都選管、都議会議員補欠選挙候補者分は選挙長区市選管に行うよ う説明願います。

## ⑧ 費用の支払

費用については東京都から請求のあった事業者に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数 (2~3か月程度) を要しますので、その旨をあらかじめ契約事業者に説明願います。

## 【ワンポイントQ&A】

- 問 ガソリンスタンドの給油伝票を紛失した場合や給油伝票に 自動車登録番号又は車両番号の記載がない場合には、公費負担 の請求はできないのですか?
- 答 給油伝票の写しがない場合や給油伝票に自動車登録番号又は車両番号が記載されていない場合には請求はできません。

紛失の場合には給油伝票を再発行してもらうなどをお願い いたします。

なお、給油伝票に自動車登録番号又は車両番号が印字できないときは、事業者が手書きで記入したものでも構いません。

## ウ 運転手雇用の契約

(ア) 公費負担の対象

選挙運動用自動車の運転手が、運転業務に従事した各日につき支払 うべき報酬の合計金額が対象となります。

ただし、同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合は、 当該候補者が指定するいずれか1人の運転手が公費負担の対象とな ります。

※ 公費負担の対象となるのは、運転手個人と契約したものに限られます。法人又は個人事業者との契約は対象となりません。

また、候補者と生計を一にする親族と契約する場合には、<u>その</u>者が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

### (イ) 公費負担の限度額

各日について、12,500円(合計上限額:知事選 212,500円、都議補選 112,500円) …税込

#### (ウ) 請求の手続

#### ① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方と の間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という表示がなくても構いませんが、候補者の申込意思と契約の相手方の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・有償契約であること。
- ・契約期間(始終業時間を含む。)の記載があること。
- ・契約金額の記載があること。
- ・車種、登録番号等が記載されていること。
- ・契約年月日の記載があること。
- ・候補者と運転手個人との契約であること。

## ② 契約締結の届出…様式1-1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出る必要があります。

※ 運転手雇用の契約のほかに自動車借入れ契約、燃料供給契約を した場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載して差し支えあ りません。

# ③ 証明書の交付… 様式1-5

候補者は、運転手雇用の契約による選挙運動用自動車の<u>使用の実</u> <u>積に基づいて</u>「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」を作成し、 契約の相手方に交付する必要があります。

なお、この証明書は、契約の相手方が東京都に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず契約の相手方に交付してください。

#### ④ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。 事業者が提出する書類は、以下4点です。

### 【事業者が作成する書類】

- ・「請求書(選挙運動用自動車の使用)」
- •「請求内訳書」
- · 「支払金口座振替依頼書」

## 【候補者から交付された書類】

•「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」

様式・手引は都選管ホームページからダウンロードいただけます。 なお、請求書等の提出は、8月6日(火)までに都知事選挙候補者 分は都選管、都議会議員補欠選挙候補者分は選挙長区市選管に行うよ う説明願います。

## ⑤ 費用の支払

費用については東京都から請求のあった契約の相手方に対し直接 お支払い致しますが、支払までに相当の日数(2~3か月程度)を 要しますので、その旨をあらかじめ契約の相手方に説明願います。

#### 【ワンポイントQ&A】

- 問 人材派遣事業者と運転手派遣契約を結び公費負担の請求を することはできますか?
- 答 法人又は個人事業者と運転手派遣契約を結んだだけでは公 費負担の請求はできません。

実際に派遣される運転手一人ひとりと個々に雇用契約をしてください。

## 3 選挙運動用ビラの作成

#### (1) 公費負担の対象

東京都選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ(大きさはA 4 以内) の作成費用が対象となります。都知事選挙においては、作成枚数が 3 0 万 枚を超える場合は、3 0 万枚までが公費負担の対象となります。都議会議 員補欠選挙においては、作成枚数が 1 万 6 千枚を超える場合は、1 万 6 千 枚までが公費負担の対象となります。

※ 公費負担の請求ができるのは、<u>選挙運動用ビラの作成に要した費用</u> に限られます。選挙運動用ビラの作成以外の費用が含まれることのな いよう十分ご確認ください。

#### (2) 公費負担の限度額

ア 1契約にかかる作成枚数が5万枚以下の場合

単価:7円73銭

限度額: 単価×作成枚数

※ 請求金額は1円未満を切り捨てとする。

イ 1契約にかかる作成枚数が5万枚を超える場合

単価:  $(386,500 \ \text{円} + 5 \ \text{円} 18 \ \text{銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \ \text{万枚}))$  ÷作成枚数

限度額:単価×作成枚数

- ※ 1銭未満の端数は1銭とする。
- ※ 作成枚数は法定枚数以内に限る。
- ※ 請求金額は1円未満を切り捨てとする。

#### (3) 請求の手続

ア 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、事業者との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても 構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示さ れているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- 有償契約であること。
- ・ 納入期限の記載があること。
- ・ 契約金額(単価の記載を含む。)の記載があること。
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること。

- ・ 契約年月日の記載があること。
- 候補者とビラ作成事業者との契約であること。
  - ※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用 してください。

## イ 契約締結の届出…様式2-1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「ビラ作成契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出る必要があります。

## ウ 確認申請書の提出…様式2-2

候補者は、公費負担の対象となるビラの作成枚数を確認するため、「ビラ作成枚数確認申請書」を都知事選挙候補者分は都選管に、都議会議員補欠選挙候補者分は選挙長区市選管に提出しなければなりません。

確認申請は、複数の事業者と契約した場合は、事業者ごとに行うこと になります。

なお、申請の際すでに確認済の枚数があるときは、前回までの累計枚数を記載する必要がありますので、提出した確認申請書については、必ずコピーを保管してください。

確認申請書の提出は、契約締結の届出の際にお願いいたします。 申請は、契約締結の届出をしたものに限られます。

#### エ 確認書の交付

都選管は、確認申請枚数が公費負担の対象となる枚数であることを確認の上、「ビラ作成枚数確認書」を交付します。この確認書は、東京都に代金を請求する際に、添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

## オ 証明書の交付…様式2-3

候補者は、選挙運動用<u>ビラの作成実績に基づいて</u>「ビラ作成証明書」 を作成し、事業者に交付しなければなりません。

なお、この証明書は、事業者が東京都に請求する際に添付する必要が ありますので、ビラの作成後、必ず事業者に交付してください。

## カ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。

事業者が提出する書類は、以下5点です。

#### 【事業者が作成する書類】

- ・「請求書 (ビラの作成)」
- •「請求内訳書」
- •「支払金口座振替依頼書」

## 【候補者から交付された書類】

- ・「ビラ作成証明書」
- ・「ビラ作成枚数確認書」

様式・手引は都選管ホームページからダウンロードいただけます。 なお、請求書等の提出は、8月6日(火)までに都知事選挙候補者 分は都選管、都議会議員補欠選挙候補者分は選挙長区市選管に行うよ う説明願います。

#### キ 費用の支払

費用については東京都から請求のあった事業者に対し直接お支払い致 しますが、支払までに相当の日数 (2~3か月程度) を要しますので、 その旨をあらかじめ契約事業者に説明願います。

## 【ワンポイントQ&A】

- 問 名刺をあわせて作成した場合、ビラの作成金額とあわせて請求することはできますか?
- 答 選挙運動用ビラの作成金額に、これ以外の名刺の作成金額などを あわせて請求することはできません。

## 4 選挙運動用ポスターの作成

(1) 公費負担の対象

ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成費用が対象となります。

ただし、上記ポスターの合計作成枚数が選挙区内(都知事選は都内、以下同じ)のポスター掲示場の2倍を超える場合は、ポスター掲示場の2倍 までが公費負担の対象となります。

※ 公費負担の請求ができるのは、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポ スターの作成に要した費用に限られます。選挙運動用ポスター作成以外の 費用が含まれることのないよう十分ご確認ください。

#### (2) 公費負担の限度額

限度額:下記により算出した単価×作成枚数…税込

※ 請求金額は1円未満の端数を切り捨てとする。

ア 単価の算出方法

・選挙区内のポスター掲示場の数が500以下の場合

単 価:(541円31銭×ポスター掲示場数+316,250円)÷ポスター 掲示場数

・選挙区内のポスター掲示場の数が500を超える場合

単 価:(270,655 円+28 円 35 銭×(ポスター掲示場数-500) + 316,250 円) ÷ポスター掲示場数

※単価は1円未満の端数を切り上げ、1円とする。

## イ 作成枚数

選挙区内のポスター掲示場数の2倍以内に限られます。

<u>都知事選挙の場合は、</u>選挙運動用ポスター( $42 \text{ cm} \times 30 \text{ cm}$  以内)、個人演説会告知用ポスター( $42 \text{ cm} \times 10 \text{ cm}$ )、前記両ポスターを一体として作成したポスター( $42 \text{ cm} \times 40 \text{ cm}$  以内)も対象となります。

#### (3)請求の手続

ア 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、事業者との間におい

て有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても 結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示され ているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- 有償契約であること。
- 納入期限の記載があること。
- ・ 契約金額(単価の記載を含む。)の記載があること。
- 品名、規格、作成枚数の記載があること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- 候補者とポスター作成事業者との契約であること。
  - ※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

## イ 契約締結の届出…様式3-1

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「ポスター作成契約届出書」により契約書の写しを添えて、届け出る必要があります。

## ウ 確認申請書の提出…様式3-2

候補者は、公費負担の対象となるポスターの作成枚数を確認するため、「ポスター作成枚数確認申請書」を都選管に提出しなければなりません。 確認申請は、複数の事業者と契約した場合は、事業者ごとに行うこと になります。

なお、申請の際すでに確認済の枚数があるときは、前回までの累計枚数を記載する必要がありますので、提出した確認申請書については、必ずコピーを保管してください。

確認申請書の提出は、契約締結の届出の際にお願いいたします。 申請は、契約締結の届出をしたものに限られます。

#### エ 確認書の交付

都選管は、確認申請枚数が公費負担の対象となる枚数であることを確認した場合は、「ポスター作成枚数確認書」を交付します。この確認書は、東京都に代金を請求する際に、添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

## オ 証明書の交付…様式3-3

候補者は、選挙運動用ポスターの作成実績に基づいて「ポスター作成 証明書」を作成し、事業者に交付しなければなりません。

なお、この証明書は、事業者が東京都に請求する際に添付する必要が ありますので、ポスターの作成後、必ず事業者に交付してください。

#### カ費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた事業者が行います。 事業者が提出する書類は、以下 5 点です。

# 【事業者が作成する書類】

- ・「請求書 (ポスターの作成)」
- •「請求内訳書」
- 「支払金口座振替依頼書」

## 【候補者から交付された書類】

- ・「ポスター作成証明書」
- ・「ポスター作成枚数確認書」

様式・手引は都選管ホームページからダウンロードいただけます。 なお、請求書等の提出は、8月6日(火)までに都知事選挙候補者 分は都選管、都議会議員補欠選挙候補者分は選挙長区市選管に行うよ う説明願います。

#### キ 費用の支払

費用については東京都から事業者に対し直接お支払い致しますが、支払までに相当の日数 (2~3か月程度) を要しますので、その旨をあらかじめ契約事業者の方に説明願います。

## 【ワンポイントQ&A】

- 問 政党や政治団体の印刷機でポスターを作成した場合にも公費負担 の請求はできますか?
- 答 ポスターの作成金額の公費負担は、その作成を業とする者との間において有償契約をすることとされており、政党や政治団体の印刷機で作成したものは請求できません。